

## 川崎市教育委員会職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

**第1条** 川崎市教育委員会職員(学校教職員を除く。)の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市教育委員会職員不祥事防止委員会(以下「防止委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、防止委員会が必要と認める事項。

(組織)

**第3条** 防止委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長を、副委員長は教育次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 教育政策室長
- (3) 教育環境整備推進室長
- (4) 職員部長
- (5) 学校教育部長
- (6) 健康給食推進室長
- (7) 生涯学習部長
- (8) 総合教育センター所長
- (9) 総務部庶務課長

(委員長)

**第4条** 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 防止委員会は、必要の都度委員長が召集し、その議長となる。

(意見の聴取)

**第6条** 防止委員会において、必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意

見または説明を聴くことができる。

(議決)

**第7条** 防止委員会において、議決を要する議事については、副委員長及び委員の出席者数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(秘密の厳守)

**第8条** 委員長、副委員長、委員及び防止委員会出席者は、防止委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

**第9条** 防止委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、防止委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成8年8月2日から施行する。

**附 則**

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。